

南相馬市告示第51号

令和7年度南相馬市中小企業等省エネ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、原油価格・物価高騰の影響を受けている市内中小企業等のエネルギーコスト削減を支援するため、福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業（以下「県補助金」という。）により導入された省エネルギー効果の高い設備等に係る対象経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に本社又は事業所を設置する法人又は個人をいう。
- (2) 中小企業等 次に掲げる中小企業者、中小企業団体、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、及び生活衛生同業組合をいう。
 - ア 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者
 - イ 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に定める者
 - ウ 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に定める者
 - エ 生活衛生同業組合 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条で定める者

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県補助金の交付決定を受けている市内事業者であること。
- (2) 南相馬市税等を滞納していないこと。
- (3) 南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する者に該当しないこと。

(補助対象設備)

第4条 補助対象となる設備・機械等は次のとおりとする。ただし、対象設備の導入場所は市内の本社又は事業所等で導入されたものに限る。

- (1) 高効率照明（LED等）
- (2) 空調設備
- (3) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫等
- (4) 機械設備等

(5) 特殊車両等

(対象経費)

第5条 補助対象となる経費は次のとおりとする。ただし、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性や金額の妥当性を証拠書類によって、県補助金の交付決定を受けたものに限る。

- (1) エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費
- (2) 省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費
- (3) 省エネ設備等の更新に伴い発注する既存設備の撤去費用

(補助率及び補助額)

第6条 補助額は、県補助金の対象経費から県補助額を差し引いた自己負担額に次表の補助率を乗じて得た額とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	補助率	補助上限額
市内中小企業等	自己負担額の1/2以内	75万円

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告は、補助金の交付を受けようとする者は、中小企業等省エネ支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (2) 福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金の交付決定通知書の写し及び確定通知書の写し
- (3) 福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金に係る提出資料
 - ア 経費の算定根拠が分かるもの（見積書の写しなど）
 - イ 更新設備のカタログ等の写し
 - ウ 支払が確認できる書類の写し（契約書、納品書、領収書など）
 - エ 既存設備の状況が確認できるカラー写真
 - オ 更新設備の状況が分かるカラー写真
- (4) 市税の完納証明書（市税等の滞納がない証明書）
- (5) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、中小企業等省エネ支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、第7条に規定する書類をもってこれに代えるものとする。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定による補助金額の確定通知は、第8条に規定する書類をもつ

てこれに代えるものとする。

(補助金交付の請求)

第11条 第8条の規定により交付決定を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、中小企業等省エネ支援事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は取壊し(破棄を含む)を行ってはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する市長の承認を受けようとするときは、中小企業等省エネ支援事業補助金財産処分等承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた手続、その他の行為については、手続き、その他の行為の完了の日まで、その効力を有する。